

## 令和 4 年度の安全衛生研修会の講師派遣に係る特別支援金の交付について

産業廃棄物処理業における第 2 次労働災害防止計画の重点項目「安全衛生規程の作成」を推進させるため、「モデル安全衛生規程及びチェックリストの活用について」、「ツールの使用による規程の作成」を使用した研修会を開催する場合に、標記支援金を交付いたします。

つきましては、別紙「令和 4 年度安全衛生研修会の講師派遣に係る特別支援金交付要領」をご確認頂き、安全衛生研修会の実施および支援金のご利用をご検討ください。

連合会では、令和 4 年度安全衛生事業方針に基づき、青年部協議会との連携強化を図っております。その一環として青年部協議会では、地域内で講師を務めることができる体制を整備しておりますので、講師は青年部協議会への依頼をご検討いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

## (昨年度からの変更点)

- ・ 交付対象の講義時間は、研修会の開催案内や議事次第で確認ができるものに限る。
- ・ 交付対象の講義時間は、分単位とする。
- ・ 補助金、委託費等の名目に関わらず他団体から経費の支払いがある研修会は交付対象から除く。
- ・ 交付対象の講師は、正会員の会員または連合会が斡旋する講師とする。
- ・ 交通費の支給は、研修会を主催する正会員の会員である産業廃棄物処理事業者の役職員が講師を務める場合に限る。